

# パブリック・コメントの実施結果について

## 1 パブリック・コメントの実施概要

- (1) 実施した政策等 大垣市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）
- (2) 実施期間 令和8年3月18日（水）～4月17日（金）
- (3) 実施方法 「大垣市パブリック・コメント手続要綱」によるもの
- (4) 意見提出者数 4人
- (5) 意見提出件数 22件（提案・意見：20件、賛同：2件）

## 2 大垣市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）に係る意見の概要等について

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
1	P22「基本条例」の記述において、条例名等の省略により内容が分かりにくい。	P10「(1) 県の役割」のご指摘の箇所については、より分かりやすく正確な表現となるよう、修正いたします。
2	マスク未着用を理由とした診察拒否は応召義務の観点から不適切である。発熱を一律に感染症由来とみなしたことで重篤疾患への対応が遅延した事例もあり、PCR陽性のみをもって感染者として扱うことへの慎重な姿勢が必要である。	P11「3 医療機関の役割」において記載がありますように、医療機関における応召義務については、医療法等の関係法令に基づき適切な対応が求められるものであり、関係機関への周知に努めてまいります。発熱患者等への対応については、最新の科学的知見および国・県の指針に基づき、適切な情報提供を行ってまいります。
3	「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」を「罹患率の上昇及びワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」に変更してはどうか。	P15「5 対応期：C-2」において記載がありますように、計画における当該時期の区分は、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和6年7月）における定義に基づき設定しており、国の行動計画との整合性を保つ観点から、本素案のとおりとさせていただきます。

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
4	<p>EBPMの考え方は、前例のない事態には適用できない場合があり、学校での感染対策（マスク長期着用・孤食・行事中止等）が子どもの精神状態や摂食障害・自殺増加に与えた影響について、事後的なエビデンスに頼るのではなく、事前に影響を見通した政策判断が必要ではないか。</p>	<p>P17「1 EBPMの考え方に基づく政策の推進」やP19「2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え」において記載がありますように、感染症対策の立案にあたっては、感染防止効果のみならず、子どもの心身の発達・教育・心理等に与える影響を総合的に考慮することが重要であり、多角的な視点から慎重に判断してまいります。</p>
5	<p>マスク着用が困難な方への不利益な取扱いが生じている。マスクの有無による差別・不利益取扱いが生じた経緯をふまえ見直すべきではないか。また、個人の意思を尊重する旨の記載が不足しているのではないか。</p>	<p>P19「3 基本的人権の尊重」において記載がありますように、マスク着用については、個人の意思・事情を尊重することが重要であり、着用できない方への合理的配慮を欠いてはならないと認識しております。また、P13「7 市民の役割」にありますようにマスクの有無による差別・不利益取扱いが生じないように、正しい理解や多様性について、普及啓発してまいります。</p>
6	<p>「感染源の特定は往々にして不可能であること」「感染者は加害者ではないこと」の明記が不足している。差別禁止の根拠は人権侵害であることを本質的理由として記載すべきであり、間接差別も含む差別の定義を明記すべきである。</p>	<p>P19「3 基本的人権の尊重」において記載がありますように、偏見・差別の防止については、感染症対策上の支障という観点のみならず、人権尊重の観点が根本にあると認識しております。「感染源の特定は往々にして不可能であること」「感染者は加害者ではないこと」等の記載については、現行の計画において既にその趣旨が含まれているものと考えております。</p>
7	<p>偏見・差別等に関する啓発について担当課は実際に対策の呼びかけを行う際にこそ配慮すべきなので、呼びかける課すべてが対象に入る必要があるのではないか。</p>	<p>また、偏見・差別等の防止に関する啓発については、全庁的な取り組みが重要であると認識しております。本計画においては、各担当課が対策の呼びかけや市民への情報発信を行う際に、偏見・差別等が生じないように配慮しながら取り組みを進めることとしており、庁内の連携を図り対応してまいります。</p>
8	<p>各フェーズにおける偏見・差別防止に関する具体的な記載の充実、SNS等を活用した双方向コミュニケーションの推進、細かい単位での感染者情報公表による個人特定リスクへの対応、行政情報の精査と住民意見への謙虚な対応等について、市の計画に盛り込むべきである。</p>	<p>また、偏見・差別等の防止に関する啓発については、全庁的な取り組みが重要であると認識しております。本計画においては、各担当課が対策の呼びかけや市民への情報発信を行う際に、偏見・差別等が生じないように配慮しながら取り組みを進めることとしており、庁内の連携を図り対応してまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
9	重症化リスクが低下した後も各種制限が継続されたことは問題であり、感染症対策による私権制限は常に最小限となるよう見直しを行うべきである。また、重症化率・致死率等の指標に基づき私権制限の可否・程度を判断する考え方を計画に明確に示すべきである。	P19「3 基本的人権の尊重」において記載がありますように、感染症対策に伴う私権の制限は、必要最小限にとどめるべきであり、国・県と連携しながら、慎重に判断してまいります。
10	基本的人権の尊重は憲法にうたわれる三大原理の一つだが、計画全体に通底する理念として3番ではなく1番に掲げるのがよい。	P19「3 基本的人権の尊重」において記載がありますように、本計画においても極めて重要な理念として位置づけており、全ての対策を講じる上での根幹をなすものと認識しておりますが、本計画の体系につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び国の行動計画との整合性を図る観点から、国の計画に準拠した構成を基本としております。
11	高齢者施設等における十分なインフォームドコンセントの確保等について、環境の整備を求める。	P20「6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応」及びP27「3 感染症に関する情報提供・共有」において記載がありますように、関係部署と連携を図りながら高齢者施設等におけるインフォームドコンセントの確保についても、引き続き適切な対応に努めてまいります。
12	感染対策の呼びかけが強まるほど偏見・差別が増加するという経験を踏まえ、「徹底」を求める表現でなく「冷静な対応を呼びかける啓発」にとどめるべきである。	P26「第1節 準備期」において記載がありますように、啓発の内容・表現・手法については、人権尊重の観点を踏まえ慎重に検討し、市民が冷静に行動できるよう促す情報発信に努めてまいります。
13	本計画に賛同する。	—
14	本計画に賛同する。	—

### 3 その他

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
15	<p>感染症対応の総括・情報公開・市民や第三者による検証の場を設けるべきであり、対策廃止に際し記録・記憶が失われる前に検証が行われるよう、行動計画に「検証期」を盛り込むべきである。</p>	<p>感染症対応における検証・情報公開の重要性はご指摘のとおりであり、国の行動計画においても対策の評価・検証の実施が示されております。本市においても国・県の動向を踏まえながら、対応の検証・情報公開に努めてまいります。</p>
16	<p>黙食・前向き給食・パーテーション・無症状時のマスク着用など、現在は推奨されなくなった対策が継続されている事例があることを踏まえ、不要である旨を積極的に周知し、行動計画にも明記すべきである。また、黙食の常態化により共食・コミュニケーション・食事マナーの習得機会が失われたことへの対応を求める。</p>	<p>感染症対策については、最新の科学的知見および国・県の方針に基づき、状況に応じた見直しを行うことが重要と認識しております。現在推奨されなくなった対策については、関係機関に対して適切な情報提供を行うよう努めてまいります。食育への影響など子どもの発達・心理面への配慮についても、関係部署と連携して対応してまいります。</p>
17	<p>対策本部等の構成員に、経済・人権・医療倫理学・医療人類学・小児の心理・発達等の専門家を加え、多様な分野の専門家が対等に意見を述べられる体制とすべきである。</p>	<p>感染症対応においては、医学的知見のみならず、経済・人権・福祉・心理等、多角的な視点からの検討が重要であると認識しております。必要に応じて、各方面の専門家の方々と連携しながら、感染対策を徹底してまいります。</p>
18	<p>国の通知に沿い、市内医療機関に対して、COVID-19流行前の通常の面会方法への段階的な回復を促すべきである。</p>	<p>医療機関における面会制限については、国の通知に基づき各医療機関が感染状況等を踏まえて判断するものでありますが、市といたしましても、面会制限の緩和・回復に向けた国・県の動向をお知らせするなど、関係機関との連携に努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方（対応）
19	<p>学校・福祉施設等でのマスク強制がいじめ・不登校の原因となっており、行政として対応すべきである。</p>	<p>マスク着用については、着用を強制するものではなく、個人の判断を尊重することが国の方針として示されております。学校・福祉施設等における対応については、関係機関に対して適切な情報提供を行い、着用の有無によるいじめ等が生じないように、引き続き周知・啓発に努めてまいります。</p>
20	<p>非接触体温計・サーモグラフィの精度、パーティションの換気妨害による逆効果、アルコール消毒液の化学物質過敏症・アレルギー・誤飲リスクへの配慮不足、空気清浄機の維持管理コスト・実効性の精査、換気方法のマニュアル化・研修の必要性等について疑問を感じる。</p>	<p>感染予防のための各種対策については、科学的根拠に基づき有効性・安全性を検証したうえで実施することが重要と認識しております。ご指摘の各物品・設備については、最新の知見を踏まえた適切な運用と、使用できない方への合理的配慮を念頭に置いた対応に努めてまいります。</p>
21	<p>事業者や市民への給付金等はインフレを促進するため行うべきでない。</p>	<p>感染症対応に伴う経済的支援については、市民生活・事業者への影響を最小化する観点から、国・県と連携しながら、適切な判断のもとで取り組んでまいります。</p>
22	<p>知人の誘いで、ボランティアによる、健康増進・認知症予防を目的とした講座に参加したところ、当日は手を繋ぐ・マスクなしでの撮影があり不安を感じた。帰宅後、主催者ら2名のコロナ感染が判明。その後も同様の感染が繰り返されていると聞いた。講師は、感染対策の常識をわきまえた人を選んでほしかった。</p>	<p>市民の皆様が科学的根拠等に基づき、適切に判断・行動できるよう、平時から感染症対策等に関する情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーの向上に努めてまいります。</p>